

○札幌市埋蔵文化財センター条例施行規則

平成3年3月1日  
教育委員会規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、札幌市埋蔵文化財センター条例(平成2年条例第36号)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(開館時間等)

第2条 札幌市埋蔵文化財センター(以下「センター」という。)の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

開館時間	午前8時45分から午後5時15分まで
休館日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。) (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、埋蔵文化財展示室の利用時間及び休業日は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。

利用時間	午前8時45分から午後5時15分まで
休業日	(1) 休日(5月3日から同月5日まで及び11月3日を除く。) (2) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

(入館者の遵守事項)

第3条 センターに入館する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 危険物を持ち込まないこと。
- (2) 指定された場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 展示物等の取扱いを適切に行うこと。
- (4) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (5) その他職員の指示に従うこと。

(資料の貸出し)

第4条 委員会は、次の各号の一に該当するものに対しては、センターが管理する埋蔵文化財に関する資料(以下「資料」という。)を貸し出すことができる。

- (1) 教育又は学術に関する機関又は団体
  - (2) その他委員会が特に必要と認めた者
- 2 資料の貸出しを受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、あらかじめ埋蔵文化財センター資料貸出承認申請書(以下「申請書」という。)(様式1)を委員会に提出しなければならない。
- 3 委員会は、前項の規定により申請書が提出されたときは、資料の利用目的、保管方法等を審査し、適当であると認めたときに限り、資料の貸出しを承認するものとする。
- 4 委員会は、前項の規定により資料の貸出しを承認したときは、申請者に対し、埋蔵文化財センター資料貸出承認書(様式2)を交付する。

(資料の寄贈等)

第5条 センターに資料を寄贈し、又は寄託しようとするものは、埋蔵文化財資料寄贈・寄託申出書(様式3)により委員会に申し出るものとする。

2 寄託を受けた資料の貸出しは、寄託者から埋蔵文化財寄託資料貸出承諾書(様式4)を徴したうえで行うものとする。

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成3年3月15日から施行する。

附 則(平成4年(教)規則第23号)・附 則(平成6年(教)規則第2号)省略

附 則(平成19年(教)規則第7号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

様式1

埋蔵文化財センター資料貸出承認申請書		
年 月 日		
(あて先)札幌市教育委員会		
住所 職業又は団体名 氏名		
	団体にあつては、 代表者名	
電話( ) 番		
下記のとおり埋蔵文化財センターが管理する資料の貸出しを受けたいので申請します。		
	資料名	
	利用目的	
	期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
	保管方法	

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式2

埋蔵文化財センター資料貸出承認書			
年 月 日			
様			
札幌市教育委員会 印			
年 月 日付で申請のありました埋蔵文化財に関する資料の貸出しについては、下記のとおり承認します。			
	資料名		
	利用目的		
	期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
	条件等		

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式3

埋蔵文化財資料(寄贈・寄託)申出書	
年 月 日	
(あて先)札幌市教育委員会	
住所 職業又は団体名 氏名 印	
団体にあつて	

